

## 終身会員に関する内規

2022年3月17日 制定

第1条 終身会員の要件は以下の1～4をすべて満たすこととする。

1. 1月1日現在、64歳以上であること
2. 正会員として通算10年以上の会員歴をもつこと
3. 未納の会費がないこと
4. 終身会費（10万円）を一括で納入すること

第2条 終身会員は称号であり、会員の種別は正会員とする。

理事会の議を経て、社員総会で選考された正会員に、終身会員の称号を付与する。ただし、会員の種別としては正会員であり、評議員、一般会員、学生会員の別も維持される。

第3条 終身会員となるためには、以下の手続きを経る。

1. 毎年1月末までに、事務局に所定の書類を提出して申請する
2. 申請書類を会員委員会が審査し、承認する（2月）
3. 理事会の議を経て、社員総会で選考する（3月）
4. 翌年の1月から始まる新年度から終身会員となる